

あい甲賀ふるさと応援基金条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

企業からの地方創生応援税制の対象となる寄附（以下「企業版ふるさと納税」という。）を積み立てるため、ふるさと応援基金条例の一部を改正します。

2 改正の概要

(1) 寄附金を財源として行うまちづくり事業に「地域再生法（平成17年法律第24号）第5条第4項第2号に規定するまち・ひと・しごと創生寄附活用事業として実施する事業」を追加します。

【第2条関係】

(2) この条例は、公布の日から施行することとします。

【付則関係】

3 その他

企業版ふるさと納税は、原則として受領した年度の事業費に充てるものですが、事業費を超える額をふるさと応援基金に積み立てることで翌年度以降の事業費に充てることが可能となります。